

## 函館市難病患者訪問指導（診療）事業実施要領

### 1 目的

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱の第4の(4)に基づき要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、専門の医師、保健師、理学療法士等で構成する訪問指導（診療）班を派遣し、在宅療養に必要な医学的指導等を行うことを目的とする。

### 2 事業対象者

要支援難病患者

### 3 事業内容

#### (1)対象者の把握方法

ア難病患者訪問相談事業からの把握

イ医療機関等関係機関からの把握

ウ患者・家族からの相談による把握

#### (2)訪問指導（診療）班の構成

ア専門医師

イ保健師

ウ理学療法士

エその他必要とする者

#### (3)実施内容

ア難病患者の病状に応じた医学的指導、看護及び療養上の指導

イ患者等に対するリハビリテーションおよび看護方法の指導

ウその他必要な援助

#### (4)在宅療養支援計画の作成・評価

訪問指導（診療）班の派遣の決定に当たっては、訪問相談事業等の情報を基に、在宅療養支援計画への位置づけを行い、計画的に実施するとともに、既に難病患者が医療を受けている主治医の了解を事前に得ておくなど十分配慮して実施する。

### 4 実施方法

#### (1)派遣の申請

訪問指導（診療）班の派遣を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、様式 1 により保健所長に申請しなければならない。

(2)派遣の決定等

保健所長は、様式 2 により対象者の日常生活状況その他必要な事項について調査し、様式 3 により主治医の意見を確認し、派遣の要否を決定する。

(3)訪問指導（診療）の実施

保健所長は、様式 4 により対象者の日常生活状況その他必要な事項について主治医に連絡し、訪問指導（診療）班を派遣する。訪問指導（診療）班構成員は、対象者への指導内容について様式 5 に記載し、様式 6 により主治医に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。